

事業主との共同事業における個人情報の取扱い

フタバ産業健康保険組合

1. 背景

2014 年に厚生労働省が「健康保険法に基づく保健事業の実施などに関する指針」を改訂し、2015 年度から健康保険組合による「保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定、実施および評価」が必要になりました。

具体的には、健診のデータと医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）の突合分析により、データに基づいた健康づくり事業の PDCA を回し、効果的な事業を実施していくことです。

2. 当健保の取り組みと個人情報の扱い

「データヘルス計画」を推進していくため、当健保は事業主と共同で疾病予防に取り組んでいきますので（コラボヘルス）、個人情報の取り扱いについて、以下の通り公表いたします。個人情報保護法では、個人データを特定の者と共同で利用する場合には以下についてあらかじめ本人に通知または公表することとされています（個人情報保護法 第 23 条 第 2～5 項）。

（個人情報の取り扱い）

- （１）共同事業で個人データを利用する趣旨
- （２）共同して利用する個人データの項目
- （３）個人データを取り扱う人の範囲
- （４）取り扱う人の利用目的
- （５）データ管理責任者の氏名または名称

（１）共同事業で個人データを利用する趣旨

事業主と健保が共同して健診及び事後指導、その他保健事業を実施することが、被保険者及び被扶養者等の健康管理を推進するうえで、効率的・効果的であるため共同利用として実施する。

（２）共同して利用する個人データの項目

- ①健診の受診状況
- ②定期健診、人間ドック（オプション項目は除く）の結果に関するデータ全般
- ③健診後の医療機関への受診状況
- ④「Pep Up」の一部データ（登録状況、ウォーキングラリースタンプデータ、健康年齢データ）

（３）個人データを取り扱う人の範囲

当健保：保健事業担当者

事業主：産業保健業務担当者

(4) 取り扱う人の利用目的

- ・健康診断・特定健康診査・特定保健指導データとレセプト情報の突合分析により疾病予防対策を立案、実施し効果検証を行う。
- ・健康管理アプリ「Pep Up」を利用した健康課題の改善施策を行う。

(5) データ管理責任者の氏名または名称

当健保：常務理事

事業主：安全・健康推進の担当部署長

3. 当健保と事業主との共同事業

※共同事業の内容は、本ホームページの記載をもって公表することといたします。

共同事業内容は決定次第、順次公表していきます。